

2022年12月8日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15 - 3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太
(コード番号 8139 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文
(TEL. 03-3832-8266)

株主による臨時株主総会の招集請求に対する当社対応に関するお知らせ

当社は、2022年11月22日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」において、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（代表取締役：尾端友成）（以下「請求人」といいます。）より、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面を受領したことをお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本請求に対する当社の対応方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、当社取締役会において、著名な会社法の研究者からの意見も取得するなどして慎重に検討した結果、本請求については、必要な「招集の理由」（会社法 297 条 1 項）が十分に記載されておらず、また、請求人の権利濫用にも該当するものと判断し、本請求に基づく臨時株主総会の招集手続きは行わないことといたしました。

本請求に対する当社の考え方は、別紙をご参照下さい。

今後、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上

株主による臨時株主総会招集請求に対する当社の考え方

当社は、2022年11月22日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、同日、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「請求人」といいます。）から、臨時株主総会招集請求書（以下「本請求書」といいます。）を受領いたしました。当社としては、当社取締役会において慎重に検討した結果、下記理由から、提案されている各議案（以下「本提案」といいます。）について反対すべきことは勿論のこと、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）については、必要な「招集の理由」（会社法297条1項）が十分に記載されておらず、また、当該請求自体が請求人の権利濫用に該当するものと判断し、本請求に基づく臨時株主総会の招集手続きは行わないことといたしました。

記

- 1 請求人は本請求に係る「招集の理由」（会社法297条1項）を十分に記載しておらず、招集請求の要件を満たしていないこと

本請求において、請求人が本提案の理由として挙げているのは、①当社の経営成績が低迷していること、②女性役員の登用が遅れていること、③2022年4月22日に当社が導入した大規模買付行為等への対応方針導入が当社の現経営陣の保身的態度を示すものであること、④当社の子会社の株式会社仲庭時計店の従業員不祥事への対応が不適切であることの4点に集約されます。

しかしながら、2022年11月22日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」においても記載のとおり、請求人の指摘は全て当を得ていないことは明らかです。

当社のような取締役会設置会社においては、少数株主が招集の合理的理由の記載なくして臨時株主総会の招集請求をなした場合には、株主総会招集許可の前提条件を欠くものと解されており、上記のとおり、請求人が「招集の理由」として挙げる上記①～④は、本年6月に新たに選任したばかりの独立社外取締役も含む、来年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時までが任期である当社の現任取締役「全員」を、敢えて、来年6月を待つことなく、任期途中に直ちに解任しなければならない必要性和許容性を何ら根拠付けるものではありません。

また、請求人が擁立した4名の候補者の取締役への選任は、上記解任と表裏一体を為して請求されているものですが、後記2(2)で述べるとおり、当社は、宝飾品事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められているところ、これら4名の候補者のいずれも、当社の取締役としての適格性には強い疑問があるといわざるを得ないこと、及び、請求人代表者が支配する会社の関係者であるが故に取締役候補者として擁立されていることが明らかであることに照らせば、これら4名の取締役への選任のために、

敢えて、来年6月に開催予定定時株主総会を待つことなく、当社が営む宝飾品事業にとって極めて重要な年末年始商戦を迎える繁忙期に、臨時株主総会を開催しなければならない必要性和許容性はございません。さらに、請求人からはこれらの問題に関して何ら具体的な説明もありません。

したがって、本請求については、招集の合理的理由の記載なくして臨時株主総会の招集請求をなしたものであって、株主総会招集請求の要件である「招集の理由」（会社法297条1項）が示されていないものと考えられ、当社として招集をすべき必要はないものと思料しております。

2 本請求自体が請求人の権利濫用に該当すること

- (1) 請求人は何らの具体的な企業価値向上策を示すこともなく本請求を行ってきており、臨時株主総会の開催自体が当社の企業価値や株主共同の利益の向上に繋がらず、むしろ、毀損のおそれすらあること

本請求は、独立社外取締役を含む、当社の現任取締役全員の解任と、請求人が擁立した候補者4名の当社取締役への選任を目的として、臨時株主総会の開催を請求するものですが、請求人は、（法定の期限を徒過して提出された）本年4月の大量保有報告書提出当初から一貫して当社株式の保有目的を「重要提案行為等を行うこと」としているにも拘らず、当社が再三に亘って、請求人に対して、具体的且つ根拠のある企業価値向上のための提案の有無、内容について質問しても、一貫して具体的な回答を避け続けてきました。

この点は、請求人が提出した、本請求書においても同様であり、本請求書には具体的な企業価値向上策は一切示されておりません。この一連の経緯から、請求人は、請求人が当社の株式の10%強を市場内で買い上がり始めた2022年3月15日以降、本請求をしている現在に至るまで、具体的な企業価値向上策など一切持ち合わせていないのではないかと疑わざるを得ません。

- (2) 本提案の内容も当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し得るものであること

また、個々の本提案についても、当社の企業価値向上に繋がらないものです。

すなわち、本提案は、（本年6月に新任されたばかりの独立社外取締役を含む）当社の現任取締役を全員解任し、請求人が提案する4名の候補者を取締役として選任することを内容とするものですが、当該4名の候補者は、いずれも請求人の関係者であって、宝飾品事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。

例えば、請求人の代表者である尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）は、請求人の唯一の株主且つ代表取締役ですが、本請求書においても請求人自ら明らかにしているとおおり、公

開されている情報だけでも、2011年2月に、マルチビジネスを営む株式会社イーサイト¹に入社し、その後も、マルチビジネスを営む e-World Capital Partners Japan 株式会社（以下「EWCP」といいます。）及び株式会社 Sanctuary の取締役ないし監査役を歴任しているなど、数々の会社においてマルチビジネスに関与してきた経歴を有することが明らかな人物であります。そして、EWCPについては、会員の勧誘に当たって、誤導的な説明がなされたこと等を理由として、当時の役員に対して損害賠償請求訴訟が既に複数の者から提起されており、そのような会社に関与した者が、当社取締役となること自体、宝飾品事業を営む上場会社としての当社の信用とブランド・イメージを大きく毀損するおそれがあります。

また、請求人は、本請求書において、尾端氏が「上場会社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営の経験と実績を有して」いるとしているものの、尾端氏の経歴において「上場会社の代表取締役」であったのは、アサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）において、代表取締役に就任して僅か2ヶ月で「一身上の都合」を理由として辞任した時期のみです。なお、その経緯について、請求人は、当社からの数次に亘る質問について全く経緯を明らかにしておらず、かかる事実経緯から、同氏が真摯に会社経営を行う者ではないとの疑いを抱かざるを得ません。

さらに、尾端氏が唯一の株主且つ代表取締役である請求人は、大量保有報告書の提出期限を徒過し、大量保有報告書の提出によって株価が高騰する前に主要株主になるに至るまで当社株式を大量に買い集めている等、請求人の唯一の株主であって代表者である尾端氏については、上場会社である当社の取締役候補者としての資質及び適格性について強い疑念を抱かざるを得ません。

したがって、本提案は、本請求書が謳っているような上場会社である当社のコーポレート・ガバナンスの強化などに資するものではなく、尾端氏らが当社の経営支配権を奪取するか又は当社に圧力をかけてその意に従わせることが目的ではないかと疑わざるを得ません。

以 上

¹ 本請求書において、請求人が請求人代表者の経歴として EWCP の前身であると記載しています。